

北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会設置要領

1 趣旨

平成19年6月20日に発覚した「牛ミンチ」事案は国民の食の安全及び食品表示に関する信頼を大きく損なうものであり、本事案に関する農林水産省と北海道庁の調査結果による、平成19年7月11日の打合せの結果、両者で共通認識が得られた今後の「改善方策」に基づき、農林水産省と道内関係機関との情報交換の場を設けることとなった。

このため、北海道において広く関係行政機関を参集して食の安全及び食品表示等に関する定期情報交換会議（以下「定期会議」という。）を開催し、北海道における食の安全及び食品表示等に関する情報の交換・共有化を図ってきたところである。

平成19年12月17日に、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」が関係閣僚会合において了承され、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で食品表示監視協議会を設置することとなったことから、定期会議を食品表示監視協議会に移行し、関係機関の間で一層の連携を図り、食の安全を確保するとともに、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応を図ることを目的に北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成行政機関

- (1) 協議会の構成行政機関は、別紙1のとおりとし、別紙2に掲げる行政機関をオブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。
- (2) 協議会の構成員は、原則として、各構成行政機関の課長クラスとする。
ただし、構成行政機関の担当責任者は協議会へ出席することができる。
- (3) 協議会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関に対し、職員の出席を求めることとする。

3 会議運営等

- (1) 開催時期
協議会の開催は四半期ごと（4月、7月、10月、1月）とする。
なお、このうち2回（原則として4月及び10月）については、別紙2の行政機関の出席を求めることとする。
また、これ以外に緊急の事案がある場合は、その都度該当関係機関を参集し、情報交換の場を持つことができる。
- (2) 開催方法
協議会の構成員を参集して対面により行うほか、各種感染症の流行等により、対面による方法が困難な場合は、書面開催に変更する。
なお、セキュリティの確保など条件を満たす場合は、リモート会議の開催も可能とする。

4 事務局等

- (1) 事務局は、農林水産省北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課に置く。
- (2) 各構成行政機関は、協議会に関する連絡窓口担当者を定めて事務局に登録する。

5 その他

本要領は、平成20年4月22日の協議会において制定する。

本要領の変更は、原則として協議会の議を経ることを要する。

平成22年2月19日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成22年4月16日の協議会において、会議運営等、及び構成行政機関（別紙1）及びオブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

平成23年5月27日の協議会において、オブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

平成23年9月16日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成24年4月20日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成24年11月16日の協議会において、オブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

平成26年9月19日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成26年12月19日の協議会において、趣旨、会議運営等、及び構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成28年4月22日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

平成29年4月21日の協議会において、構成行政機関（別紙1）及びオブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

平成30年4月20日の協議会において、オブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

令和元年10月18日の協議会において、オブザーバー機関（別紙2）を一部改定。

令和2年3月19日の協議会において、設置要領及び構成行政機関（別紙1）を一部改定。

令和2年6月19日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

令和3年3月19日の協議会において、設置要領を一部改定。

令和4年8月19日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

令和6年4月19日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

令和6年12月20日の協議会において、設置要領及び構成行政機関（別紙1）を一部改定し、令和7年度から適用する。

令和7年4月18日の協議会において、構成行政機関（別紙1）を一部改定。

別紙 1

北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会の構成機関

機 関 名	構 成 員	備 考
北海道 環境生活部くらし安全局消費生活課	消費生活課長	
〃 保健福祉部健康安全局食品衛生課	食品衛生課長	
〃 〃 地域保健課	がん対策等担当課長	
〃 農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課	食品政策課長	
北海道警察本部生活安全部生活経済課	生活経済課長	
札幌市 保健福祉局保健所食の安全推進課	食の安全推進課長	
〃 保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 (保健所保健管理課兼務)	食育・健康管理担当課長	
〃 市民文化局市民生活部消費生活課	消費生活課長	
旭川市保健所衛生検査課	衛生検査課長	
市立函館保健所生活衛生課	生活衛生課長	
小樽市保健所生活衛生課	生活衛生課長	
厚生労働省北海道厚生局健康福祉部食品衛生課	食品衛生課長	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター 表示指導課	表示指導課長	
国税庁札幌国税局課税部	酒類業調整官	
農林水産省北海道農政事務所消費・安全部 消費生活課	消費生活課長	
〃 農産安全管理課	農産安全管理課長	
〃 畜水産安全管理課	畜水産安全管理課長	
〃 米穀流通・食品表示監視課	米穀流通・食品表示監視課長	事務局

別紙 2

北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会のオブザーバー

機 関 名	備考
国土交通省北海道開発局（開発監理部開発調査課）	
農林水産省横浜植物防疫所札幌支所	
農林水産省動物検疫所北海道・東北支所	
（国研）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター	
（独）農林水産消費安全技術センター札幌センター （規格検査課）	
〃 （肥飼料検査課）	
（独）農畜産業振興機構札幌事務所	
公正取引委員会事務総局北海道事務所	